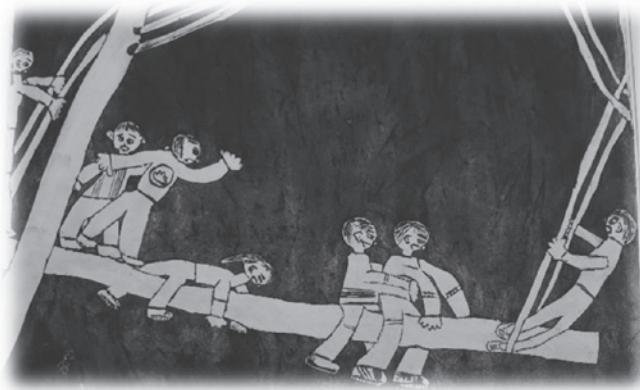


○○もんづら

奥島教育長コラム No.26 2025. 5. 1

こども基本法

(2022年6月成立、2023年4月施行)



こども基本法は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、**こども施策**【こどもや若者に関する取組】を総合的かつ強力に推進することを目的としてつくられました。6つの**基本理念**が示されています。

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されることないこと。
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育が受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。 【こども家庭庁】

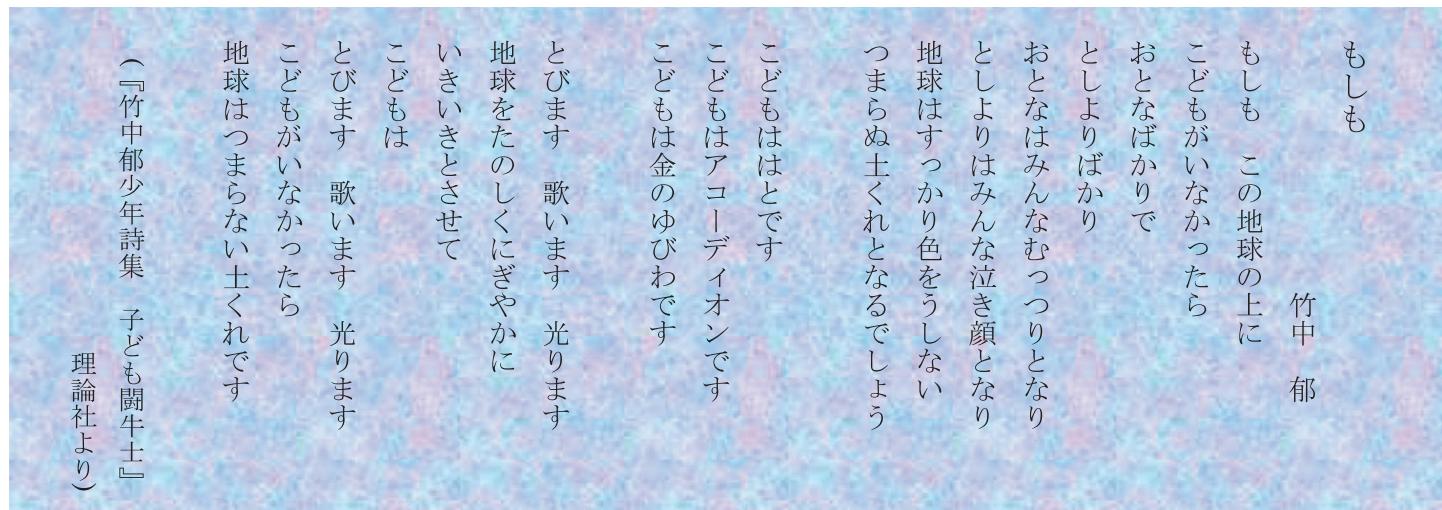
😊 村民が親睦を深めるものを考えてていますか？(R3 中学生議会)

😊 遊ぶ場所がないから公園をつくるほしい。(R5 小学生円卓会議)

😊 大自然を生かしたキャンプ場やグランピング施設を運営してはどうか。(R4 中学生議会)

😊 ゴミが多い。きれいな村づくりのためにどんなことをしているのか。(R6 円卓会議)

『人生の調子の高い希望は、子供という姿をかりて人の心にやってくる。』 R・タゴール



(『竹中郁少年詩集 子ども闘牛士』

理論社より)